

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 6 月 26 日付鳥取県告示第 557 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

坪倉 弘文	日野郡日南町福万来字野呂山川東 150 の 1
高橋 国男	〃
長谷川和昭	日野郡日南町福万来字本谷山 788
石川 武夫	日野郡日南町福万来字本谷山 792
長谷部 勝	日野郡日南町生山字坂井谷山 313 の 2
毛利 吉蔵	〃
王子緑化 株式会社	〃
〃	日野郡日南町生山字坂井谷山 313 の 151
毛利 吉蔵	〃
岸 理	日野郡日南町福寿実字地輪ヶ塔 681
〃	日野郡日南町福寿実字下細越 683
佐々木知幸	日野郡日南町福寿実字ウ子横手道下タ 684
渡邊 勝美	〃
白根 仁一	〃
池田源次郎	日野郡日南町福寿実字上長塔 1164
池田壽一郎	〃
池田源次郎	日野郡日南町福寿実字関ノ谷 1308
池田壽一郎	〃
池田源次郎	日野郡日南町福寿実字佐利ヶ塔 1334
池田壽一郎	〃
池田源次郎	日野郡日南町福寿実字奥鉦ヨリ峠ノ塔 1337

池田 壽一郎	〃
池田源次郎	日野郡日南町福寿実字奥鉦ヨリ峠ノ塔 1337 の 2
池田 壽一郎	〃
白根 早苗	日野郡日南町折渡字川東中山 1203
白根藤太郎	〃
白根 勝藏	〃
田辺菊五郎	〃
船越栄三郎	〃
船越 幸作	〃
船越栄四郎	〃
佐々木正壽	日野郡日南町折渡字上ミ川東山 1253 の 2
〃	日野郡日南町折渡字上ミ川東山 1254 の 2
木下 正知	日野郡日南町下阿毘緑字足渡世山 1428
加納 甚藏	日野郡日南町下阿毘緑字釜ヶ塔 1585
岸 亮	〃
岸 與平	〃
木下 正知	日野郡日南町下阿毘緑字菅ヶ谷 1587
岸 庄藏	〃
岸 房藏	〃
岸 又次郎	〃
木下 正知	日野郡日南町下阿毘緑字安右衛門山 1588
岸 又次郎	〃
岸 與平	〃
舟越 毅	日野郡日南町下阿毘緑字猿ヶ口山 1709 の 1
岸 千藏	日野郡日南町下阿毘緑字滝ノ谷第一 1710
山城 正美	日野郡日南町下阿毘緑字藤舞山 1714 の 1
〃	日野郡日南町下阿毘緑字藤舞山 1714 の 2

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 日南町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課